



## 中华人民共和国反垄断法

(2007年08月30日第十届全国人民代表大会常务委员会第二十九次会议通过)

### 目录

- 第一章 总则
- 第二章 垄断协议
- 第三章 滥用市场支配地位
- 第四章 经营者集中
- 第五章 滥用行政权力排除、限制竞争
- 第六章 对涉嫌垄断行为的调查
- 第七章 法律责任
- 第八章 附则

### 第一章 总则

**第一条** 为了预防和制止垄断行为，保护市场公平竞争，提高经济运行效率，维护消费者利益和社会公共利益，促进社会主义市场经济健康发展，制定本法。

**第二条** 中华人民共和国境内经济活动中的垄断行为，适用本法；中华人民共和国境外的垄断行为，对境内市场竞争产生排除、限制影响的，适用本法。

**第三条** 本法规定的垄断行为包括：

- (一) 经营者达成垄断协议；
- (二) 经营者滥用市场支配地位；
- (三) 具有或者可能具有排除、限制竞争效果的经营者集中。

**第四条** 国家制定和实施与社会主义市场经济相适应的竞争规则，完善宏观调控，健全统一、开放、竞争、有序的市场体系。

**第五条** 经营者可以通过公平竞争、自愿联合，依法实施集中，扩大经营规模，提高市场竞争能力。

**第六条** 具有市场支配地位的经营者，不得滥用市场支配地位，排除、限制竞争。

**第七条** 国有经济占控制地位的关系国民经济命脉和国家安全的行业以及依法实行专营专卖的行业，国家对其经营者的合法经营活动予以保护，并对经营者的经营行为及其商品和服务的价格依法实施监管和调控，维护消费者利益，促进技术进步。

前款规定行业的经营者应当依法经营，诚实守信，严格自律，接受社会公众的监督，不得利

## 中華人民共和國独占禁止法

(2007年8月30日第十期全国人民代表大会常务委员会第二十九回會議を通過)

### 目次

- 第一章 総則
- 第二章 独占協定
- 第三章 市場支配的地位の濫用
- 第四章 事業者の集中
- 第五章 行政の権限の濫用による競争の排除及び制限
- 第六章 独占の疑いのある行為に対する調査
- 第七章 法的責任
- 第八章 附則

### 第一章 総則

**第一条** 独占行為を予防し、阻止して、市場の公平な競争を保護し、経済運営の効率化を進め、消費者の利益と社会公共の利益を擁護し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、本法を制定する。

**第二条** 中華人民共和國領域内における経済活動中の独占行為には、本法を適用する。中華人民共和國領域外の独占行為が、領域内の市場競争に対し排除し、制限する影響を及ぼすものには、本法を適用する。

**第三条** 本法が定める独占行為には次に掲げるものを含む。

- (一) 事業者が独占協定を締結すること。
- (二) 事業者が市場支配的地位を濫用すること。
- (三) 競争を排除し、制限する効果を有し、又は有する可能性のある事業者の集中。

**第四条** 国は、社会主義市場経済に適應する競争規則を制定し、これを実施し、マクロコントロールを強化し、統一され、開放された、競争と秩序ある市場体系を健全化する。

**第五条** 事業者は公平な競争、自主的連合を通じ、法に基づき事業者の集中を実施することで、事業規模を拡大し、市場競争力を高めることができる。

**第六条** 市場支配的地位を有する事業者は、市場支配的地位を濫用し、競争を排除し、制限してはならない。

**第七条** 国有經濟が統制的地位を占める国民經濟の命脈及び国の安全に関わる業種並びに法に基づき専門經營・専門販売を実施する業種については、国はその事業者の適法な經營活動に対して保護を与え、且つ、事業者の經營行為並びにその商品及び役務の価格に対して法に基づき監督・管理及びコントロールを行い、消費者の利益を守り、技術の進歩を促進する。

用其控制地位或者专营专卖地位损害消费者利益。

**第八条** 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，排除、限制竞争。

**第九条** 国务院设立反垄断委员会，负责组织、协调、指导反垄断工作，履行下列职责：

- (一) 研究拟订有关竞争政策；
- (二) 组织调查、评估市场总体竞争状况，发布评估报告；
- (三) 制定、发布反垄断指南；
- (四) 协调反垄断行政执法工作；
- (五) 国务院规定的其他职责。

国务院反垄断委员会的组成和工作规则由国务院规定。

**第十条** 国务院规定的承担反垄断执法职责的机构（以下统称国务院反垄断执法机构）依照本法规定，负责反垄断执法工作。

国务院反垄断执法机构根据工作需要，可以授权省、自治区、直辖市人民政府相应的机构，依照本法规定负责有关反垄断执法工作。

**第十一条** 行业协会应当加强行业自律，引导本行业的经营者依法竞争，维护市场竞争秩序。

**第十二条** 本法所称经营者，是指从事商品生产、经营或者提供服务的自然人、法人和其他组织。

本法所称相关市场，是指经营者在一定时期内就特定商品或者服务（以下统称商品）进行竞争的商品范围和地域范围。

## 第二章 垄断协议

**第十三条** 禁止具有竞争关系的经营者达成下列垄断协议：

- (一) 固定或者变更商品价格；
- (二) 限制商品的生产数量或者销售数量；
- (三) 分割销售市场或者原材料采购市场；
- (四) 限制购买新技术、新设备或者限制开发新技术、新产品；
- (五) 联合抵制交易；
- (六) 国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议。

前項に定める業種の事業者が法に基づき経営を行い、信義に従い誠実に行動し、厳格に自律し、社会公衆の監督を受けなければならない、その統制的地位又は専門経営・専門販売の地位を利用して消費者の利益を損なってはならない。

**第八条** 行政機関及び法律、法規により権限を委譲された公共事務を管理する職能を有する組織は行政の権限を濫用して競争を排除し、制限してはならない。

**第九条** 國務院は独占禁止委員会を設置し、独占禁止作業の実施、調整、指導をつかさどり、次に掲げる職責を履行する。

- (一) 關係する競争政策を検討し、立案すること。
- (二) 市場全体の競争状況の調査及び評価を行い、評価報告を公布すること。
- (三) 独占禁止のガイドラインを制定し、公布すること。
- (四) 独占禁止の行政による法執行作業を調整すること。
- (五) 國務院が定めるその他の職責。

國務院の独占禁止委員会の構成及び作業規則は、國務院が定める。

**第十条** 國務院が定める独占禁止に関する法執行の職責を担う機関（以下「國務院独占禁止法執行機関」と総称する）は、本法の規定に従い、独占禁止に関する法の執行作業をつかさどる。

國務院独占禁止法執行機関は作業上の必要に応じて、省、自治区、直轄市の人民政府の相応する機関に権限を委譲し、本法の規定に従い關係する独占禁止法執行作業をつかさどらせることができる。

**第十一条** 業種協会は、業種内の自律を強化し、当該業種の事業者が法に基づき競争するよう導き、市場の競争秩序を維持しなければならない。

**第十二条** 本法にいう事業者とは、商品の生産、経営又は役務の提供に携わる自然人、法人及びその他の組織をいう。

本法にいう關係市場とは、事業者がある時期において特定の商品又は役務（以下「商品」と総称する）について競争を行う商品範囲及び地域範囲をいう。

## 第二章 独占協定

**第十三条** 競争關係にある事業者が次に掲げる独占協定を締結することを禁じる。

- (一) 商品の価格を固定又は変更すること。
- (二) 商品の生産量又は販売量を制限すること。
- (三) 販売市場又は原材料の調達市場を分割すること。
- (四) 新技術、新設備の購入を制限し、又は新技術、新製品の開発を制限すること。
- (五) 共同して取引を拒絶すること。

断协议。

本法所称垄断协议，是指排除、限制竞争的协议、决定或者其他协同行为。

**第十四条** 禁止经营者与交易相对人达成下列垄断协议：

- (一) 固定向第三人转售商品的价格；
- (二) 限定向第三人转售商品的最低价格；
- (三) 国务院反垄断执法机构认定的其他垄断协议。

**第十五条** 经营者能够证明所达成的协议属于下列情形之一的，不适用本法第十三条、第十四条的规定：

- (一) 为改进技术、研究开发新产品的；
- (二) 为提高产品质量、降低成本、增进效率，统一产品规格、标准或者实行专业化分工的；
- (三) 为提高中小经营者经营效率，增强中小经营者竞争力的；
- (四) 为实现节约能源、保护环境、救灾救助等社会公共利益的；
- (五) 因经济不景气，为缓解销售量严重下降或者生产明显过剩的；
- (六) 为保障对外贸易和对外经济合作中的正当利益的；
- (七) 法律和国务院规定的其他情形。

属于前款第一项至第五项情形，不适用本法第十三条、第十四条规定的，经营者还应当证明所达成的协议不会严重限制相关市场的竞争，并且能够使消费者分享由此产生的利益。

**第十六条** 行业协会不得组织本行业的经营者从事本章禁止的垄断行为。

### 第三章 滥用市场支配地位

**第十七条** 禁止具有市场支配地位的经营者从事下列滥用市场支配地位的行为：

- (一) 以不公平的高价销售商品或者以不公平的低价购买商品；
- (二) 没有正当理由，以低于成本的价格销售商品；
- (三) 没有正当理由，拒绝与交易相对人进行交易；
- (四) 没有正当理由，限定交易相对人只能与其进行交易或者只能与其指定的经营者进行交易；
- (五) 没有正当理由搭售商品，或者在交易时附加其他不合理的交易条件；
- (六) 没有正当理由，对条件相同的交易相对人在交易价格等交易条件上实行差别待遇；

(六) 国务院的独占禁止法执行機関が認定するその他の独占協定。

本法いう独占協定とは、競争を排除し、制限する協議、決定又はその他の共同行為をいう。

**第十四条** 事業者が取引相手と次に掲げる独占協定を締結することを禁止する。

- (一) 第三者への商品の転売価格を固定すること。
- (二) 第三者への商品の転売最低価格を限定すること。
- (三) 国务院の独占禁止法執行機関が認定するその他の独占協定。

**第十五条** 締結した協定が次に掲げる状況のいずれかに該当することを事業者が証明することができる場合、本法第十三条、第十四条の規定を適用しない。

- (一) 技術を改良し、新製品を研究開発する目的。
- (二) 製品の品質を高め、コストを削減し、効率を上げるために、製品規格、基準を統一し、又は専門性の高い分業を実施する目的。
- (三) 中小事業者の経営効率を上げ、中小事業者の競争力を増強する目的。
- (四) エネルギーの節約、環境保全、災害時の被災者救済や救助などの社会公共の利益を実現する目的。
- (五) 経済の不景気に起因する、販売量の著しい減少又は明らかな生産過剰を緩和する目的。
- (六) 対外貿易及び対外経済協力における正当な利益を保障する目的。
- (七) 法律及び国务院が定めるその他の状況。

前項第(一)号から第(五)号までの状況に該当し、本法第十三条、第十四条の規定が適用されない場合は、事業者は締結した協定が関係市場の競争を著しく制限せず、且つ、消費者とこれによって生じた利益を分かち合うことができることを証明しなければならない。

**第十六条** 業種協会は当該業種の事業者に本章が禁じる独占行為を行わせてはならない。

### 第三章 市場支配的地位の濫用

**第十七条** 市場支配的地位を有する事業者が次に掲げる市場支配的地位を濫用する行為を禁ずる。

- (一) 不公平な高価格にて商品を販売し又は不公平な低価格にて商品を購入すること。
- (二) 正当な理由なく、コストを下回る価格にて商品を販売すること。
- (三) 正当な理由なく、取引の相手方との取引を拒むこと。
- (四) 正当な理由なく、取引の相手方に自己、又は自己が指定する事業者とのみ取引を行うよう制限すること。
- (五) 正当な理由なく、商品の抱き合わせ販売を行い、又は取引の際にその他の不合理な取引条件を附加すること。
- (六) 正当な理由なく、条件が同等である取引の相

(七) 国务院反垄断执法机构认定的其他滥用市场支配地位的行为。

本法所称市场支配地位，是指经营者在相关市场内具有能够控制商品价格、数量或者其他交易条件，或者能够阻碍、影响其他经营者进入相关市场能力的市场地位。

第十八条 认定经营者具有市场支配地位，应当依照下列因素：

- (一) 该经营者在相关市场的市场份额，以及相关市场的竞争状况；
- (二) 该经营者控制销售市场或者原材料采购市场的能力；
- (三) 该经营者的财力和技术条件；
- (四) 其他经营者对该经营者在交易上的依赖程度；
- (五) 其他经营者进入相关市场的难易程度；
- (六) 与认定该经营者市场支配地位有关的其他因素。

第十九条 有下列情形之一的，可以推定经营者具有市场支配地位：

- (一) 一个经营者在相关市场的市场份额达到二分之一的；
- (二) 两个经营者在相关市场的市场份额合计达到三分之二的；
- (三) 三个经营者在相关市场的市场份额合计达到四分之三的。

有前款第二项、第三项规定的情形，其中有的经营者市场份额不足十分之一的，不应当推定该经营者具有市场支配地位。

被推定具有市场支配地位的经营者，有证据证明不具有市场支配地位的，不应当认定其具有市场支配地位。

#### 第四章 经营者集中

第二十条 经营者集中是指下列情形：

- (一) 经营者合并；
- (二) 经营者通过取得股权或者资产的方式取得对其他经营者的控制权；
- (三) 经营者通过合同等方式取得对其他经营者的控制权或者能够对其他经营者施加决定性影响。

手方に対し、取引価格などの取引条件において差別待遇を行うこと。

(七) 国务院独占禁止法執行機関が認定するその他の市場支配的地位を濫用する行為。

本法にいう市場支配的地位とは、事業者が関係市場において、商品価格、数量又はその他の取引条件を操作することができ、又はその他の事業者が関係市場に参入することを妨害し、これに影響を与えることのできる市場地位を有していることをいう。

第十八条 事業者が市場支配的地位を有することを認定するにあたり、次に掲げる要素を根拠としなければならない。

- (一) 当該事業者の関係市場における市場占有率、及び関係市場の競争状況。
- (二) 当該事業者が販売市場又は原料の調達市場を操作する能力。
- (三) 当該事業者の財力及び技術条件。
- (四) 他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存程度。
- (五) 他の事業者が関係市場に参入する際の難易度。
- (六) 当該事業者の市場支配的地位の認定に関係するその他の要素。

第十九条 次に掲げる状況の何れかに該当するときは、事業者が市場支配的地位を有していると推定することができる。

- (一) 一つの事業者の関係市場における市場占有率が 1/2 に達しているとき。
- (二) 二つの事業者の関係市場における市場占有率が合計で 2/3 に達しているとき。
- (三) 三つの事業者の関係市場における市場占有率が合計で 3/4 に達しているとき。

前項の第(二)号、第(三)号に定める状況に該当するが、その内のある事業者の市場占有率が 1/10 に満たないときは、当該事業者については市場支配的地位にあると推定してはならない。

市場支配的地位にあると推定された事業者には、市場支配的地位にないことを証明できる証拠がある場合、当該事業者について市場支配的地位にあると認定してはならない。

#### 第四章 事業者の集中

第二十条 事業者の集中とは次に掲げる状況をいう。

- (一) 事業者の合併。
- (二) 事業者が株式又は資産を取得することにより、その他の事業者に対して支配権を取得すること。
- (三) 事業者が契約などを通してその他の事業者に対する支配権を取得し、又は他の事業者に対し決定的な影響を与えることができること。

**第二十一条** 经营者集中达到国务院规定的申报标准的，经营者应当事先向国务院反垄断执法机构申报，未申报的不得实施集中。

**第二十二条** 经营者集中有下列情形之一的，可以不向国务院反垄断执法机构申报：

（一）参与集中的一个经营者拥有其他每个经营者百分之五十以上有表决权的股份或者资产的；

（二）参与集中的每个经营者百分之五十以上有表决权的股份或者资产被同一个未参与集中的经营者拥有的。

**第二十三条** 经营者向国务院反垄断执法机构申报集中，应当提交下列文件、资料：

（一）申报书；

（二）集中对相关市场竞争状况影响的说明；

（三）集中协议；

（四）参与集中的经营者经会计师事务所审计的上一会计年度财务会计报告；

（五）国务院反垄断执法机构规定的其他文件、资料。

申报书应当载明参与集中的经营者的名称、住所、经营范围、预定实施集中的日期和国务院反垄断执法机构规定的其他事项。

**第二十四条** 经营者提交的文件、资料不完备的，应当在国务院反垄断执法机构规定的期限内补交文件、资料。经营者逾期未补交文件、资料的，视为未申报。

**第二十五条** 国务院反垄断执法机构应当自收到经营者提交的符合本法第二十三条规定的文件、资料之日起三十日内，对申报的经营者集中进行初步审查，作出是否实施进一步审查的决定，并书面通知经营者。国务院反垄断执法机构作出决定前，经营者不得实施集中。

国务院反垄断执法机构作出不实施进一步审查的决定或者逾期未作出决定的，经营者可以实施集中。

**第二十六条** 国务院反垄断执法机构决定实施进一步审查的，应当自决定之日起九十日内审查完毕，作出是否禁止经营者集中的决定，并书面通知经营者。作出禁止经营者集中的决定，应当说明理由。审查期间，经营者不得实施集中。

有下列情形之一的，国务院反垄断执法机构经书面通知经营者，可以延长前款规定的审查期限，但最长不得超过六十日：

（一）经营者同意延长审查期限的；

**第二十一条** 事業者の集中が国务院が定める申告基準に達している場合、事業者は事前に国务院独占禁止法執行機関に申告しなければならない、未申告の場合は、集中を行ってはならない。

**第二十二条** 事業者の集中に次に掲げる状況の何れかが認められるときは、国务院独占禁止法執行機関に申告しなくてもよい。

（一）集中に参加する一つの事業者がその他の各事業者の五十パーセント以上の表決権の有る株式又は資産を保有しているとき。

（二）集中に参加する各事業者の五十パーセント以上の表決権の有る株式又は資産が、集中に参加していない同一の事業者によって保有されているとき。

**第二十三条** 事業者は国务院独占禁止法執行機関に集中を申告するときは、下記の書類、資料を提出しなければならない。

（一）申告書。

（二）集中が関係市場の競争状況に与える影響の説明。

（三）集中についての協定。

（四）集中に参加する事業者の、会計士事務所による会計監査を受けた前会計年度の財務会計報告。

（五）国务院独占禁止法執行機関が定めるその他の書類、資料。

申告書には集中に参加する事業者の名称、住所、経営範囲、集中を実施する予定日及び国务院独占禁止法執行機関が定めるその他の事項を明記しなければならない。

**第二十四条** 事業者が提出した書類、資料に不備があるときは、国务院独占禁止法執行機関が定める期間内に書類、資料を補って提出しなければならない。事業者が期日を過ぎても書類、資料を補って提出していないときは、申告していないと見なす。

**第二十五条** 国务院独占禁止法執行機関は、事業者が提出する本法第二十三条が定める書類、資料を受け取った日より三十日以内に、申告した事業者集中に対し初期審査を行い、更なる審査を実施するかどうかを決定し、且つ書面にて事業者に通知しなければならない。国务院独占禁止法執行機関が決定を行うまでは、事業者は集中を行ってはならない。

国务院独占禁止法執行機関が更なる審査を実施しないことを決定し、又は期限を過ぎても決定を出していないときは、事業者は集中を行なうことができる。

**第二十六条** 国务院独占禁止法執行機関が更なる審査の実施を決定するときは、決定の日より九十日以内に審査を完了し、事業者の集中を禁止するか否かの決定を行い、且つ書面にて事業者に通知しなければならない。事業者の集中を禁止する決定を下すときは、理由を説明しなければならない。審査期間中は、事業者は集中を行ってはならない。

次に掲げる状況の何れかに該当するときは、国务院独占禁止法執行機関は書面にて事業者に通知し、

(二) 经营者提交的文件、资料不准确, 需要进一步核实的;

(三) 经营者申报后有关情况发生重大变化的。

国务院反垄断执法机构逾期未作出决定的, 经营者可以实施集中。

**第二十七条** 审查经营者集中, 应当考虑下列因素:

(一) 参与集中的经营者在相关市场的市场份额及其对市场的控制力;

(二) 相关市场的市场集中度;

(三) 经营者集中对市场进入、技术进步的影响;

(四) 经营者集中对消费者和其他有关经营者的影响;

(五) 经营者集中对国民经济发展的影响;

(六) 国务院反垄断执法机构认为应当考虑的影响市场竞争的其他因素。

**第二十八条** 经营者集中具有或者可能具有排除、限制竞争效果的, 国务院反垄断执法机构应当作出禁止经营者集中的决定。但是, 经营者能够证明该集中对竞争产生的有利影响明显大于不利影响, 或者符合社会公共利益的, 国务院反垄断执法机构可以作出对经营者集中不予禁止的决定。

**第二十九条** 对不予禁止的经营者集中, 国务院反垄断执法机构可以决定附加减少集中对竞争产生不利影响的限制性条件。

**第三十条** 国务院反垄断执法机构应当将禁止经营者集中的决定或者对经营者集中附加限制性条件的决定, 及时向社会公布。

**第三十一条** 对外资并购境内企业或者以其他方式参与经营者集中, 涉及国家安全的, 除依照本法规定进行经营者集中审查外, 还应当按照国家有关规定进行国家安全审查。

## 第五章 滥用行政权力排除、限制竞争

**第三十二条** 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力, 限定或者变相限定单位或者个人经营、购买、使

前项到定める審査期間を延長することができる。但し、延長する期間は長くとも六十日を超えてはならない。

(一) 事業者が審査期間の延長に同意しているとき。

(二) 事業者が提出した書類、資料が正確でなく、更なる事実確認が必要であるとき。

(三) 事業者の申告の後、関連する状況に重大な変化が生じたとき。

国务院独占禁止法執行機関が期限を過ぎても決定を下していないときは、事業者は集中を行うことができる。

**第二十七条** 事業者の集中の審査にあたっては、次に掲げる要素を勘案しなければならない。

(一) 集中に参加する事業者の関係市場における市場占有率及びその市場を操作する力。

(二) 関係市場の市場集中度。

(三) 事業者の集中が市場参入、技術の進歩に与える影響。

(四) 事業者の集中が消費者及びその他の関連事業者に与える影響。

(五) 事業者の集中が国民経済の発展に与える影響。

(六) 国务院独占禁止法執行機関が勘案すべきと判断する市場競争に影響するその他の要素。

**第二十八条** 事業者の集中が競争を排除し又は制限する効果を有しており、又は有する可能性があるときは、国务院独占禁止法執行機関は事業者の集中を禁止する決定をしなければならない。但し、事業者が、当該集中が競争に対して与える有利な影響が不利な影響を明らかに上回り、又は社会公共の利益に合致することを証明できるときは、国务院独占禁止法執行機関は事業者の集中を禁止しない決定をすることができる。

**第二十九条** 禁止しない经营者の集中に対して、国务院独占禁止法執行機関は集中が競争に与える不利な影響を減少させるための限定条件の附加を決定することができる。

**第三十条** 国务院独占禁止法執行機関は事業者の集中を禁止する決定又は事業者の集中に対し限定条件を附加する決定を、遅滞なく社会に向け公告しなければならない。

**第三十一条** 外資が国内企業を買収し、又はその他の方法により事業者の集中に参入することが、国の安全に関わる場合は、本法の規定に従って经营者の集中に対する審査を行うほか、国の関係規定に従って国家安全審査を行わなければならない。

## 第五章 行政の権限の濫用による競争の排除及び制限

**第三十二条** 行政機関及び法律、法規により権限を委譲された公共事務管理職能を有する組織は行政の権限を濫用し、団体又は個人に対し指定する事

用其指定的经营者提供的商品。

**第三十三条** 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，实施下列行为，妨碍商品在地区之间的自由流通：

（一）对外地商品设定歧视性收费项目、实行歧视性收费标准，或者规定歧视性价格；

（二）对外地商品规定与本地同类商品不同的技术要求、检验标准，或者对外地商品采取重复检验、重复认证等歧视性技术措施，限制外地商品进入本地市场；

（三）采取专门针对外地商品的行政许可，限制外地商品进入本地市场；

（四）设置关卡或者采取其他手段，阻碍外地商品进入或者本地商品运出；

（五）妨碍商品在地区之间自由流通的其他行为。

**第三十四条** 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，以设定歧视性资质要求、评审标准或者不依法发布信息等方式，排斥或者限制外地经营者参加本地的招标投标活动。

**第三十五条** 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，采取与本地经营者不平等待遇等方式，排斥或者限制外地经营者在本地投资或者设立分支机构。

**第三十六条** 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织不得滥用行政权力，强制经营者从事本法规定的垄断行为。

**第三十七条** 行政机关不得滥用行政权力，制定含有排除、限制竞争内容的规定。

## 第六章 对涉嫌垄断行为的调查

**第三十八条** 反垄断执法机构依法对涉嫌垄断行为进行调查。

对涉嫌垄断行为，任何单位和个人有权向反垄断执法机构举报。反垄断执法机构应当为举报人保密。

举报采用书面形式并提供相关事实和证据的，反垄断执法机构应当进行必要的调查。

業者の提供する商品を經營し、購買し、使用するよう制限し、又は実質上の制限を加えてはならない。

**第三十三条** 行政機関及び法律、法規により権限を委譲された公共事務管理職能を有する組織は、行政の権限を濫用して次に掲げる行為を実施し、商品の地域間における自由な流通を妨げてはならない。

（一）他地域商品に対し差別的な費用徴収項目を設定し、差別的な費用徴収基準を実施し、又は差別的な価格を定めること。

（二）他地域商品に対し本地域の同類商品と異なる技術要求、検査基準を定め、又は他地域商品に対し重複検査、重複認証などの差別的技術措置をとり、他地域商品の本地域市場への参入を制限すること。

（三）他地域商品だけを対象とした行政許可をもって、他地域商品の本地域市場への参入を制限すること。

（四）検問所の設置又はその他の手段によって、他地域商品の搬入又は本地域商品の搬出を妨げること。

（五）商品が地域間における自由な流通を妨害するその他の行為。

**第三十四条** 行政機関及び法律、法規により権限を委譲された公共事務管理職能を有する組織は、行政の権限を濫用して差別的な資格要求、審査基準を設定し、又は法に基づき情報の発布をしないなどの方法により、他地域の事業者が本地域の入札活動に参加することを排斥し又は制限してはならない。

**第三十五条** 行政機関及び法律、法規により権限を委譲された公共事務管理職能を有する組織は、行政の権限を濫用して本地域の事業者と異なる不公平な待遇を与えるなどの方法により、他地域の事業者が本地域に投資し、又は支店を設立することを排斥し又は制限してはならない。

**第三十六条** 行政機関及び法律、法規により権限を委譲された公共事務管理職能を有する組織は、行政の権限を濫用して事業者に本法が定める独占行為を行うように強制してはならない。

**第三十七条** 行政機関は、行政の権限を濫用して競争を排除し、制限する内容を含む規定を制定してはならない。

## 第六章 独占の疑いのある行為に対する調査

**第三十八条** 独占禁止法執行機関は、独占の疑いのある行為に対し、法に基づき調査を行う。

独占の疑いのある行為に対して、如何なる団体及び個人も独占禁止法執行機関にこれを報告する権利を有する。独占禁止法執行機関は、報告者のために秘密を保持しなければならない。

書面にて報告を行い、且つ関係事実及び証拠を提出するときは、独占禁止法執行機関は必要な調査を行わなければならない。

第三十九条 反垄断执法机构调查涉嫌垄断行为，可以采取下列措施：

（一）进入被调查的经营者的营业场所或者其他有关场所进行检查；

（二）询问被调查的经营者、利害关系人或者其他有关单位或者个人，要求其说明有关情况；

（三）查阅、复制被调查的经营者、利害关系人或者其他有关单位或者个人的有关单证、协议、会计账簿、业务函电、电子数据等文件、资料；

（四）查封、扣押相关证据；

（五）查询经营者的银行账户。

采取前款规定的措施，应当向反垄断执法机构主要负责人书面报告，并经批准。

第四十条 反垄断执法机构调查涉嫌垄断行为，执法人员不得少于二人，并应当出示执法证件。

执法人员询问和调查，应当制作笔录，并由被询问人或者被调查人签字。

第四十一条 反垄断执法机构及其工作人员对执法过程中知悉的商业秘密负有保密义务。

第四十二条 被调查的经营者、利害关系人或者其他有关单位或者个人应当配合反垄断执法机构依法履行职责，不得拒绝、阻碍反垄断执法机构的调查。

第四十三条 被调查的经营者、利害关系人有权陈述意见。反垄断执法机构应当对被调查的经营者、利害关系人提出的事实、理由和证据进行核实。

第四十四条 反垄断执法机构对涉嫌垄断行为调查核实后，认为构成垄断行为的，应当依法作出处理决定，并向社会公布。

第四十五条 对反垄断执法机构调查的涉嫌垄断行为，被调查的经营者承诺在反垄断执法机构认可的期限内采取具体措施消除该行为后果的，反垄断执法机构可以决定中止调查。中止调查的决定应当载明被调查的经营者承诺的具体内容。

反垄断执法机构决定中止调查的，应当对经营者履行承诺的情况进行监督。经营者履行承诺的，反垄断执法机构可以决定终止调查。

有下列情形之一的，反垄断执法机构应当恢

第三十九条 独占禁止法執行機関が独占の疑いのある行為を調査するときは、次に掲げる措置をとることができる。

（一）調査を受ける事業者の営業場所又はその他の関係する場所に立ち入り検査をすること。

（二）調査を受ける事業者、利害関係人又はその他の関係する団体又は個人に対し事情聴取を行い、関連する状況につき説明するよう要求すること。

（三）調査を受ける事業者、利害関係人又はその他の関係する団体又は個人の関係する書付証書、契約書、会計帳簿、業務上の書簡、電子データなどの書類、資料を閲覧し、これらの複製をとること。

（四）関連する証拠を差押え、押収すること。

（五）事業者の銀行口座を照会すること。

前項に定める措置を講ずる際は、独占禁止法執行機関の主な責任者に書面の報告を提出し、許可を得なければならない。

第四十条 独占禁止法執行機関が独占の疑いのある行為を調査するときは、法の執行にあたる人員は二人以上でなければならない、且つ執行権限を証明する文書を提示しなければならない。

法の執行にあたる人員が事情聴取及び調査を行うときは、記録を作成し、この記録は事情聴取又は調査を受ける者によって署名されなければならない。

第四十一条 独占禁止法執行機関及びその作業人員は法の執行過程において知った商業秘密に対し秘密保持義務を負う。

第四十二条 調査を受ける事業者、利害関係人又はその他の関係する団体又は個人は、独占禁止法執行機関が法に基づき行う職責の履行に協力しなければならない、独占禁止法執行機関の調査を拒み、又は妨害してはならない。

第四十三条 調査を受ける事業者、利害関係人は意見を陳述する権利を有する。独占禁止法執行機関が調査を受ける事業者、利害関係人が提出する事実、理由及び証拠につき事実確認を行わなければならない。

第四十四条 独占禁止法執行機関は独占の疑いのある行為につき調査し事実を確認した後、独占行為を構成すると判断するときは、法に基づき処理決定をしなければならない、また社会に公表することができる。

第四十五条 独占禁止法執行機関が調査する独占の疑いのある行為に対し、調査を受ける事業者が独占禁止法執行機関が認める期間内に具体的措置を講じ当該独占行為がもたらした結果を取り除くことを承諾するときは、独占禁止法執行機関は調査の中止を決定することができる。調査を中止する決定には調査を受ける事業者が行った承諾の具体的内容を明記しなければならない。

独占禁止法執行機関が調査の中止を決定するときは、事業者の承諾事項の履行状況に対し監督を行わなければならない。事業者が承諾を履行したときは、独

复调查:

- (一) 经营者未履行承诺的;
- (二) 作出中止调查决定所依据的事实发生重大变化的;
- (三) 中止调查的决定是基于经营者提供的不完整或者不真实的信息作出的。

## 第七章 法律责任

**第四十六条** 经营者违反本法规定，达成并实施垄断协议的，由反垄断执法机构责令停止违法行为，没收违法所得，并处上一年度销售额百分之一以上百分之十以下的罚款；尚未实施所达成的垄断协议的，可以处五十万元以下的罚款。

经营者主动向反垄断执法机构报告达成垄断协议的有关情况并提供重要证据的，反垄断执法机构可以酌情减轻或者免除对该经营者的处罚。

行业协会违反本法规定，组织本行业的经营者达成垄断协议的，反垄断执法机构可以处五十万元以下的罚款；情节严重的，社会团体登记管理机关可以依法撤销登记。

**第四十七条** 经营者违反本法规定，滥用市场支配地位的，由反垄断执法机构责令停止违法行为，没收违法所得，并处上一年度销售额百分之一以上百分之十以下的罚款。

**第四十八条** 经营者违反本法规定实施集中的，由国务院反垄断执法机构责令停止实施集中、限期处分股份或者资产、限期转让营业以及采取其他必要措施恢复到集中前的状态，可以处五十万元以下的罚款。

**第四十九条** 对本法第四十六条、第四十七条、第四十八条规定的罚款，反垄断执法机构确定具体罚款数额时，应当考虑违法行为的性质、程度和持续的时间等因素。

**第五十条** 经营者实施垄断行为，给他人造成损失的，依法承担民事责任。

**第五十一条** 行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织滥用行政权力，实施排除、限制竞争行为的，由上级机关责令改正；

占禁止法執行機關は調査の終了を決定することができる。

次に掲げる状況のいずれかに該当するときは、独占禁止法執行機関は調査を再開しなければならない。

- (一) 事業者が承諾事項を履行していないとき。
- (二) 調査を中止する決定をした際に根拠とした事実に変化が生じたとき。
- (三) 調査を中止した決定が事業者の提供した不完全又は不真実の情報に基づき行われたものであるとき。

## 第七章 法的責任

**第四十六条** 事業者が本法の規定に違反して、独占協定を締結し且つこれを実施したときは、独占禁止法執行機関は違法行為の停止を命じ、不法所得を没収し、且つ前年度の売上高のパーセント以上十パーセント以下の罰金に処する。締結した独占協定を実施していないときは、五十万元以下の罰金に科すことができる。

事業者が自主的に独占禁止法執行機関に独占協定の締結に関する状況につき報告し、且つ重要な証拠を提供したときは、独占禁止法執行機関は情状酌量により当該事業者への処罰を軽減し又は免除することができる。

業種協会が本法の規定に違反して、当該業種内の事業者に独占協定を締結させたときは、独占禁止法執行機関は、五十万元以下の罰金に科すことができる。情状が嚴重である場合、社会团体登記管理機関は法に基づき登記を取り消すことができる。

**第四十七条** 事業者が本法の規定に違反して、市場支配的地位を濫用したときは、独占禁止法執行機関は違法行為の停止を命じ、不法所得を没収し、且つ前年度の売上高のパーセント以上十パーセント以下の罰金に処する。

**第四十八条** 事業者が本法の規定に違反して集中を行ったときは、国务院独占禁止法執行機関は、集中の停止を命じ、期間を限って株式又は資産を処分し、期間を限って事業譲渡及びその他の必要な措置を講じ、集中以前の状態に回復するよう命じ、五十万元以下の罰金に処することができる。

**第四十九条** 本法第四十六条、第四十七条、第四十八条が定める罰金に対して、独占禁止法執行機関が具体的な処罰金額を確定するときは、違法行為の性質、程度及び継続した時間などの要素を勘案しなければならない。

**第五十条** 事業者が独占行為を実施し、他人に損失を与えたときは、法に基づき民事責任を負う。

**第五十一条** 行政機関及び法律、法規により権限を委譲された公共事務管理職能を有する組織が行政の権限を濫用し、競争を排除し、制限する行為を行

对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。反垄断执法机构可以向有关上级机关提出依法处理的建议。

法律、行政法规对行政机关和法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织滥用行政权力实施排除、限制竞争行为的处理另有规定的，依照其规定。

**第五十二条** 对反垄断执法机构依法实施的审查和调查，拒绝提供有关材料、信息，或者提供虚假材料、信息，或者隐匿、销毁、转移证据，或者有其他拒绝、阻碍调查行为的，由反垄断执法机构责令改正，对个人可以处二万元以下的罚款，对单位可以处二十万元以下的罚款；情节严重的，对个人处二万元以上十万元以下的罚款，对单位处二十万元以上一百万元以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

**第五十三条** 对反垄断执法机构依据本法第二十八条、第二十九条作出的决定不服的，可以先依法申请行政复议；对行政复议决定不服的，可以依法提起行政诉讼。

对反垄断执法机构作出的前款规定以外的决定不服的，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

**第五十四条** 反垄断执法机构工作人员滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊或者泄露执法过程中知悉的商业秘密，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予处分。

## 第八章 附则

**第五十五条** 经营者依照有关知识产权的法律、行政法规规定行使知识产权的行为，不适用本法；但是，经营者滥用知识产权，排除、限制竞争的行为，适用本法。

**第五十六条** 农业生产者及农村经济组织在农产品生产、加工、销售、运输、储存等经营活动中实施的联合或者协同行为，不适用本法。

**第五十七条** 本法自 2008 年 08 月 01 日起施行。

ったときは、上級機関が是正命令を出す。直接につかさどる主管人員及びその他の直接の責任者に対し、法に基づき処分を行う。独占禁止法執行機関は関係する上級機関に対し法に基づき処理を行うよう提案することができる。

法律、行政法規が、行政機関及び法律、法規により権限を委譲された公共事務管理職能を有する組織が、行政の権限を濫用し、競争を排除し、制限する行為につき別途規定を設けるときは、その規定に従う。

**第五十二条** 独占禁止法執行機関が法に基づき実施する審査及び調査に対して、関連資料、情報の提供を拒絶したか、又は虚偽の資料、情報を提出したか、又は証拠の隠蔽、破棄、移転を行い、又は調査を拒絶し、妨害するその他の行為が認められるときは、独占禁止法執行機関は是正命令を出し、個人に対しては二万元以下の罰金、団体に対しては二十万元以下の罰金を科す。情状が嚴重であるときは、個人については 2 万元以上十万元以下の罰金を科し、団体については二十万元以上百万元以下の罰金を科す。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。

**第五十三条** 独占禁止法執行機関が本法第二十八条、第二十九条に従った決定に不服である場合、まず、法に基づき行政不服申立を行うことができる。行政不服申立の決定に不服である場合、法に基づき行政訴訟を提起することができる。

独占禁止法執行機関が行った前項の規定以外の決定に不服である場合、法に基づき行政不服申立を行い、又は行政訴訟を提起することができる。

**第五十四条** 独占禁止法執行機関の作業人員が職権を濫用し、職務を怠り、自己の利益を図り又は法の執行過程において知った商業秘密を漏えいした場合において、犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しないときは、法に基づき処分を行う。

## 第八章 付則

**第五十五条** 事業者が知的財産権に関連する法律、行政法規の規定に基づき知的財産権を行使する行為には、本法を適用しない。但し、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除し、制限する行為には、本法を適用する。

**第五十六条** 農産物の生産、加工、販売、運送、保管などの経営活動中に実施する連合又は協同行為には、本法を適用しない。

**第五十七条** 本法は 2008 年 8 月 1 日から施行する。